

議員提出議案第 7 号

福岡県政をめぐる事態の徹底究明を求める決議を行うため本案を提出する。

令和 8 年 9 月 28 日

提 出 者	飯塚市議会議員	吉 松 信 之
-------	---------	---------

賛 成 者	飯塚市議会議員	光 根 正 宣
-------	---------	---------

〃	藤 堂 彰
---	-------

〃	田 中 武 春
---	---------

〃	川 上 直 喜
---	---------

〃	金 子 加 代
---	---------

〃	赤 尾 嘉 則
---	---------

〃	吉 田 健 一
---	---------

〃	小 幡 俊 之
---	---------

福岡県政をめぐる事態の徹底究明を求める決議（案）

福岡県議会は、議長と副議長の１年交代の慣例のもとで金銭授受が広がっていた疑惑、不透明な海外活動や非公式の議員連盟への多額の公金投入、政務活動費の不適切な支出、また巨額のワンヘルス関連事業への議員の関与、補助金交付団体や幹部職員団体によるパーティー券の購入などが続いていたことが明らかになった。

県知事や幹部職員との関係においては、質問原稿の作成、質問内容の横流し、懇親会への職員の参加費用の負担、不当要求、ハラスメントの指摘が続いている。

社会福祉、社会保障、公衆衛生、環境、教育、公共交通、防災等の県民生活のすべての部面に深刻な状況が続き、県政の果たす役割が極めて大きくなる中で、福岡県議会をめぐる事態によってどのように歪められているか、市町村への影響はどうか、来年度予算編成を含めて厳しく問われる。

地方自治は我が国においては戦後、1947年５月施行の日本国憲法において初めて規定された。地方自治法は、その目的を「民主的にして能率的な行政の確保を図るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障すること」「住民の福祉の増進を図ることを基本として」としている。地方自治は将来にわたって引き継いでいくべき財産であり、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない」とした日本国憲法第15条の逸脱は直ちに是正されなければならない。

県民世論の厳しい批判を浴び続けるなか、副議長に続いて議長が辞任と合わせて議員を辞職、自民党は県議団会長、県連会長が相次いで辞任し、他の県議団も分裂し解散するなど、混迷を極める事態に至っている。また、県議会は政治倫理条例の制定を進め、県知事は、ワンヘルス関連事業や議員連盟補助金の執行停止と見直し、県職員への実情調査を行い、不当要求から職員を守る条例の制定を進めているところである。

しかしながら、新しい議長と副議長や会派代表者のもとでも、事態の究明は報道機関等の質問や指摘に応答する程度に止まり、説明責任が果たされたとは言えず、真摯な自己検討と謝罪もないままである。

よって、飯塚市議会は、福岡県議会が、第三者委員会については条例により独立性、調査権限の保障、及び、調査対象者の調査への努力義務を規定するとともに、一日も早く県民の信頼回復に尽くすよう、事態の徹底究

明を強く求める。

以上、決議する。

令和 8 年 9 月 28 日

飯塚市議会